

## 通行禁止除外指定車標章交付申請の手続き

根 拠 法 令	○ 鹿児島県道路交通法施行細則第6条第1項第3号サ
許 可 の 対 象 と な る 用 務	○ 専ら郵便法に基づく郵便物の集配 ○ 電気通信事業法に基づく電報の配達 ○ 道路交通法に基づく放置駐車車両確認事務 ○ 医師及び助産師による緊急往診 ○ 報道機関の緊急取材 など
必 要 書 類 等	① 通行禁止除外標章申請書 (※申請書に押印は不要です。) ② 自動車検査証の写し ③ 用務を確認することができる書面 (例) 医師免許の写し等 ④ その他審査に必要な資料の提出を求める場合があります。 ※ 令和5年1月から免許証の写しは不要になりました。
受 付 期 間 等	受付期間：月曜日から金曜日(休日、年末年始を除く。) 受付時間：8時30分から16時30分まで ※ 12時00分から13時00分の受付については、申請先の警察署へお尋ねください。 ※ 申請から標章の交付まで日数を要する場合がありますので、申請先の警察署へお尋ねください。
受 付 窓 口	申請者の住所地を管轄する警察署の交通課又は幹部派出所へ申請してください。 ※ 幹部派出所の取扱いについては、幹部派出所が管轄する場所に関する申請のみが対象となります。 ※ 警察署又は幹部派出所の管轄については、「警察署の管轄について」をご参考ください。
手 数 料	無料
問 い 合 わ せ 先	○ 鹿児島県警察本部交通部 交通規制課企画許可係 (電話 099-206-0110 内線 5172, 5173, 5178) ○ 各警察署の連絡先：ホームページをご参照ください。 (「ホーム」→「手続・申請」→「各種様式」→「道路使用・通行許可に関する様式」→「◆警察署の管轄について」)